

むつ市議会第247回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和3年3月10日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第2号 むつ市債権管理条例
- 第3 議案第3号 むつ市回復期・慢性期医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例
- 第4 議案第4号 むつ市下北文化会館条例
- 第5 議案第5号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 むつ市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 むつ市脇野沢野営場条例を廃止する条例
- 第12 議案第12号 工事請負契約について
(大橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第13 議案第13号 指定管理者の指定について
(下北地域広域行政事務組合から移譲される下北文化会館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第14 議案第14号 町の区域の変更について
- 第15 議案第15号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第16 議案第16号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第17 議案第17号 市道路線の変更について
- 第18 議案第18号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 第19 議案第19号 むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて
- 第20 議案第20号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

- 第21 議案第21号 令和2年度むつ市一般会計補正予算
- 第22 議案第22号 令和2年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第23 議案第23号 令和2年度むつ市下水道事業会計補正予算
- 第24 議案第24号 令和3年度むつ市一般会計予算
- 第25 議案第25号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第26 議案第26号 令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第27号 令和3年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第28 議案第28号 令和3年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第29 議案第29号 令和3年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第30 議案第30号 令和3年度むつ市水道事業会計予算
- 第31 議案第31号 令和3年度むつ市下水道事業会計予算
- 第32 議案第32号 工事請負契約について
(市立苫生小学校空調改修工事(機械設備工事)に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第33 議案第33号 特定事業契約について
(〔仮称〕田名部まちなか団地整備事業に係る特定事業契約を締結するためのもの)
- 第34 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 佐藤 | 武 | 2番 | 工藤 | 祥子 |
| 3番 | 杉浦 | 弘樹 | 4番 | 東 | 健而 |
| 5番 | 野中 | 貴健 | 6番 | 佐賀 | 英生 |
| 7番 | 斉藤 | 孝昭 | 8番 | 山本 | 留義 |
| 9番 | 富岡 | 直哉 | 10番 | 村中 | 浩明 |
| 11番 | 鎌田 | ちよ子 | 12番 | 住吉 | 年広 |
| 13番 | 白井 | 二郎 | 14番 | 濱田 | 栄子 |
| 15番 | 佐藤 | 広政 | 16番 | 富岡 | 幸夫 |
| 17番 | 岡崎 | 健吾 | 18番 | 原田 | 敏匡 |
| 19番 | 佐々木 | 隆徳 | 20番 | 浅利 | 竹二郎 |
| 21番 | 佐々木 | 肇 | 22番 | 大瀧 | 次男 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | |
|---|----|-----|-------------|-----|-----|
| 市長 | 宮下 | 宗一郎 | 副市長 | 鎌田 | 光治 |
| 副市長 | 川西 | 伸二 | 教育長 | 氏家 | 剛 |
| 公営企業 管 理 者 | 村田 | 尚 | 代 監 査 委 員 | 齊藤 | 秀人 |
| 総務部長 | 吉田 | 真 | 総務部 室 長 | 千代谷 | 賀士子 |
| 企画政策 部 長 | 松谷 | 勇 | 財務部長 | 吉田 | 和久 |
| 財務部 税 務 監 策 監 | 樋山 | 政之 | 民生部長 | 中村 | 久 |
| 福祉部 福 健 推 進 課 長 | 須藤 | 勝広 | 健 康 推 進 部 長 | 中村 | 智郎 |
| 子み部 s m i l e s k i d e c o f f i c e にり所 | 菅原 | 典子 | 経済部長 | 立花 | 一雄 |

| | | | | | | | | | |
|------|-----|----|-----|-----|--------|-----|--------|-----|-----|
| 都部 | 市整備 | 中里 | 敬 | 敬 | 都整備技政推 | 備術進 | 市部設監策監 | 小笠原 | 洋一 |
| 川内 | 庁舎 | 木下 | 尚一郎 | 尚一郎 | 大所 | 畑庁 | 舎長 | 伊藤 | 大治郎 |
| 協野 | 所 | 工藤 | 和彦 | 和彦 | 会管 | 理 | 計者 | 野藤 | 賀範 |
| 選委 | 事務 | 木村 | 善弘 | 善弘 | 監事 | 査務 | 委員 | 田中 | 宏司 |
| 農委 | 事務 | 金浜 | 達也 | 達也 | 教育部 | 部長 | | 角本 | 力 |
| 上局 | 水道 | 濱谷 | 重芳 | 重芳 | 総政推 | 務課 | 部策監長 | 杉澤 | 一徳 |
| 企政副 | 市民 | 野坂 | 武史 | 武史 | 福祉推 | 福祉 | 部策監策長 | 工藤 | 淳一 |
| 子み政 | どら | 小田 | 晃廣 | 晃廣 | 企政企 | 策調 | 画部調整長 | 福山 | 洋司 |
| 企政交 | 通 | 阿部 | 博幸 | 博幸 | 財務 | 課 | 部長 | 石橋 | 秀治 |
| 財務 | 課 | 飯田 | 啓太郎 | 啓太郎 | 福高福 | 祉課 | 部長 | 吉田 | 由佳子 |
| 福高福 | 祉主 | 畑中 | 正行 | 正行 | 高福地 | 祉域 | 部長 | 池田 | 雅文 |
| 福高福 | 祉主 | 井戸 | 秀明 | 秀明 | 支セ | ン | 部長 | 菊池 | 亘 |
| 事務局長 | | 佐藤 | 孝悦 | 孝悦 | 所 | 夕 | 部長 | 中野 | 敬三 |

総括主幹 青山 論
主 幹 堂 崎 亜希子

主 幹 葛 西 信 弘
主任主査 井 田 周 作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（大瀧次男） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。

むつ市議会第161回臨時会、2月12日の行政報告以降の国及び青森県の対応並びにこれまで実施した市の取組についてご報告させていただきます。

国は、東京都を始めとした4都県に対する緊急事態措置を3月21日まで延長する旨を発表しております。

こうした状況を受け、青森県は、年度末、年度

始めの会食や人の移動等が感染拡大の引き金とならないよう、県民に対し協力を要請しております。

今後におきましても、国及び青森県の方針、そして、全国の感染状況等を踏まえ、市民の皆様の安全・安心を確保するための取組を進めてまいりますので、市民の皆様におかれましては、ご自身の体調管理に留意しつつ、基本的な感染予防対策の徹底をお願いいたします。

以上を受け、2月12日以降における市の取組についてご報告いたします。

それでは、まず、むつ総合病院感染症対応病棟の整備についてご報告いたします。

去る2月22日、むつ総合病院感染症対応病棟の実施設計及び建設工事請負について、一部事務組合下北医療センターと事業者が契約を締結いたしました。

契約額は5億7,200万円、工事期間は令和3年5月31日までとし、本日3月10日から工事に着手しております。

この契約額の財源については、全額、国の交付金を原資とした県の補助金等を活用すると伺っております。

なお、並行して臨時駐車場の整備にも着手しており、3月26日には一部供用を開始できる予定となっております。

次に、65歳以上の高齢者の皆様への新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種についてご報告申し上げます。

まず、接種体制についてお知らせいたします。

これまで高齢者の皆様への接種に関して、集団接種会場での集団接種及び医療機関での個別接種をご案内していたところではありますが、これに加え、高齢者入所施設において嘱託医による巡回接種を実施いたします。

この巡回接種は、高齢者の方が入所している介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホ

ーム等で施設に併設する医療機関や嘱託医がいる施設で、施設内等において接種するものであります。

現在、市内49施設のうち35施設において、巡回接種を実施する予定となっており、施設での接種対象者数は入所者932名となっております。

当初のワクチンの供給量が過少であった場合は、この巡回接種から始めることも検討しております。

次に、今後のスケジュールについてお知らせいたします。

まず、接種券につきましては、印刷の準備ができましたので、明日3月11日から印刷を開始いたします。

この接種券は、氏名や接種したことが確認できる接種券番号等が記載されており、ワクチンの接種予約に必要とし、また、接種当日に集団接種会場及び医療機関等へ持参していただくこととなります。

高齢者の皆様への発送につきましては、3月17日を目途に発送し、5日間程度で全ての対象者の皆様のお手元に届く予定であります。

なお、接種券に併せて、1回目の予診票と国の広報紙や市からのお知らせ等を同封することとしております。

次に、集団接種でのワクチン接種希望者の予約受付のほか、ワクチンの接種日、接種場所、接種方法等ワクチン接種全般に関する問合せに対するコールセンターの設置についてお知らせいたします。

コールセンターは3月18日に開設いたします。配置されるスタッフは4名で、開設時間は平日の午前8時30分から午後5時30分までとなります。

なお、予約の受付につきましては、4月1日から受付できる体制を整えております。

次に、集団接種会場の設営訓練についてお知らせ

いたします。

2月19日に市内ホテルで実施した集団接種シミュレーションに加えて、集団接種会場ごとに、それぞれ設営訓練を行うことにいたしました。

今回は主に、会場のブース・設備の設置と撤去にかかる時間や労力の確認のため、各会場での本番に向けた最終チェックを行うものであります。

大畑地区「総合福祉センターふれあいかん」については3月10日午後2時から、川内地区「川内公民館」については3月11日午前9時30分から、脇野沢地区「脇野沢公民館」については3月11日午後1時から、むつ地区「むつマエダアリーナ」については3月12日午前9時から実施いたします。

報道機関には公開して実施いたしますが、あくまでも会場設営訓練でありますので、一般の参加者は募りません。これにより全ての会場での訓練を実施したことになりますので、万全を期して本番に臨んでまいります。

次に、「むつ市新型コロナワクチン接種ガイドブック」についてお知らせいたします。

このガイドブックは65歳以上の高齢者編として発行するもので、ワクチン接種の予約方法、効果、副反応、健康相談窓口、個別接種、集団接種等を網羅する内容となっております。3月19日から全戸配布させていただきます。

市民の皆様には、このガイドブックにより、ワクチン接種の予約方法、ワクチンそのものの有効性や安全性等をしっかりとご確認いただきたいと考えております。

今回、ご報告させていただいたワクチン接種の内容につきましては、むつ市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画「プロジェクトG」へと速やかに反映させ、ホームページ等で公表してまいります。

なお、この計画は、あくまでも国からのワクチ

ンの供給が円滑に進む場合の見通しであり、状況の変化や事業の進捗に応じて常に更新することとしておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後も、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、これまで以上にきめ細かな対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。8番山本留義議員。

○8番（山本留義） 2ページ目の上段に集団接種及び医療機関での個別接種ということでご案内しているという報告を受けたのですが、市内の個人病院も私はその中に入っていると思うのですが、その個人病院のどこで協力するのか、いつ頃分かるのか、まずお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

市内の個人の医療機関については、既に我々としてどちらで受けられるかということは把握してございます。今回ガイドブックの中にどの機関で受けられるか、その電話番号等も含めて記載する予定ですので、そちらをご確認いただければ、自分が行っているところで受けられる、あるいは近くの病院で受けられるということが確認できる内容となっております。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） たまたまおととい、ちょっと体調悪くてかかりつけ医に行った際、「ここでもできるのですか」という話をしたら、「まだはつきりしていません」ということであつたので、できるだけかかりつけ医で受けられれば安心かなと思つて今のお尋ねをしました。

分かりました。終わります。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） むつ総合病院の感染症病棟の件について、先にお聞きしたいと思います。

感染症病棟の建設については、既に報道されておりまして、発注先とか、その仕組みとかは公表されていますが、改めてその発注方法と契約業者についてお知らせを願いたいと思います。

そして、その方法を取った理由についてお知らせ願います。

2点目は、感染症ワクチンの接種体制は万全に整ったというふうに思いますが、しかしながら問題は、ワクチン自体が本当に望む量が供給されるのかというふうなことだと思います。国会等で議論になっていますが、地方の隅々まで必要な量、本当に供給されるのだろうかというふうな話も出ていますので、体制が整ったものは準備万端としても、物が無い場合、それはなかなか前に進まないことになってまいりますので、ワクチンの供給について、どういうふうになっているのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 入院病棟の発注の件については、担当からお答えさせていただきますが、ワクチンの供給量との関係については、私どもとしては当初国から示されていたのが4月上旬から高齢者に接種してほしいということでありました。したがって、それに基づいて準備を開始し、準備を整えたということで、むつ市としては政府が示したその方針をしっかりと守つたということでご理解いただきたいと思います。これから政府のほうが私たちに対する約束を守る番だというふうなことで認識をしております。

一方で、現状を考えていきますと、こうして発表したもの、これが例えば1箱しか来ないとか、

そういう状況になれば、全てのスケジュールが後ろ倒しになります。こうして発表できましたけれども、印刷はさておき、その後ガイドブックの送るスケジュールですとか、あるいは予約の開始するスケジュールとかというのは、供給量が確定した時点で、もう一度もしかしたらやり直しになる可能性はあるということはあるのであえて申し上げておきたいというふうに思います。

私たちとしては、1月、年が明けてからすぐ体制を整えて、この3か月間、かなりの人員を割いて準備をしてきましたので、ぜひ政府のほうには供給していただきたいというふうに思いますし、また政府から配分を受けた県についても、むつ市にしっかりとした形で配分をしていただきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 感染症対応病棟の工事の発注方法及び契約者についてお答えをいたします。

まず、契約者は株式会社大林組東北支店と契約をしたと伺っております。

発注方法につきましては、今回の感染症対応病棟は市民の皆様の安心安全の確保を最優先に進めなければならない新型コロナウイルス感染症治療に適した環境を短期間に整備をすることが求められる緊急性の高い事業であったことから、仮設感染症対応病棟建設の実績と経験及び優れた技術を有し、当市での工事実績を持つ事業者を選定したということから、随意契約で発注をしたというように伺っております。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 相変わらずむつ市の対応は早いということをまず最初に指摘したいと思えます。

先ほどの接種体制はいいのですけれども、ワクチンの供給がというふうな話からもう一回聞きた

いことは、やはり国の動向に左右されるというふうなことが地方には問題があって、体制は整ったものの右往左往するというふうな状況ももしかすれば予想されるかもしれません。

今の青森県内のワクチンの供給の現状を新聞報道等で見ると、旧3市の総合病院優先的にと。私が見落としているかも分かりませんが、むつ総合病院の名前が出ていないと。では、いつになるのだろうというふうなことを考えると、ワクチンの供給の量を青森県がもしかして仕切っているのではないかというふうなことを感じる場面があります。

そこで、行政側から接種体制が整っているのに、優先的には言いませんが、むつ市はもう既に体制できているので、早めにワクチンの供給をしてほしいというふうな話ができるのかどうか。または、国・県にそういう窓口があって、その対応ができるのかどうかを、もしあるのであればお知らせ願いたいと思います。なければ、今後そういう場面に出くわしたときにどういうふうな対応をするのかお知らせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、国の供給がどうあろうが、私たちは右往左往するということはなくて、それに応じた体制を整えていき、また接種についてはある意味優先順位もこのむつ市の中で定めながら、適宜実施していくことだというふうに思っています。

今お尋ねのあった、うちが早くできているから早くよこしてほしいという話ですけれども、そういう窓口があるのかということについては、これは少なくとも医療従事者の配分については、これは県がやっておりますので、県のほうで今配分しているというふうに伺っております。

むつ総合病院については、明日ですか、ワクチンが来て、週末にかかるということなので、15日

からワクチンの接種が開始されるというふうにも伺っております。

高齢者等の一般の接種についての配分は、もう既に私たちのほうで、この「プロジェクトG」を県のほうに提出しておりますので、県のほうでも我々が他の自治体に先行してというか、進んでいるというふうな認識はあると私どもとしては考えてございます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（斉藤孝昭） 今年度のインフルエンザの予防接種のときに、個人病院にワクチンがもうないというふうな現象というか、現状がありました。コロナワクチンの接種も、供給量がどういふふうになるのかはよく分かりませんが、個別接種の場合、その病院に、かかりつけ医ですけれども、接種を希望した場合、ワクチンがありませんというふうな状況になるのではないかとこのように予想をします。窓口、コールセンターをつくるというふうなことでしたが、一括して住民の皆さんの希望、要望をコールセンターで聞いた場合、その内容をどういふふうに水平展開していくのか。そのワクチンがないというふうなときに。対応しないと駄目だと思いますが、それは行政が一括して医療機関にやり取りをするのか、または個別の医療機関にあるかを判断させて実施していくのか、そこのところはどういふふうになっているのかをお知らせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ワクチンについて、その量については私たちが、むつ市に来た分は市が一括して管理をします。ですから、個別の医療機関が予約を取れる分というのは、私たちが供給できる分しか取れないので、例えば予約をしたけれども打てない、ないから打てないということはないようにはなると思います。ただ、予約が取れないという状況は、供給量

が少なければあり得ることだというふうにご理解をさせていただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。18番 原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 感染症病棟の臨時駐車場の件で、1点お尋ねいたします。

私毎日8時過ぎに、むつ総合病院のほうにちょっと所用がありまして、行っているのですが、今日あり得ないぐらい車が混んでいて、行政報告を受けて、ああ、この件かと思ったのですけれども、道路まで駐車場に入りたい車のはみ出してしまっていて、警備員の方が大分右往左往していました。ドライバーに声をかけて誘導したりとか。救急車来たら、ちょっと懸念される場所なのですけれども。一部臨時駐車場供用開始とありますが、これはどの程度の台数を一部供用するのか。たしか前の答弁で、臨時駐車場、大体どれぐらい止められるよという報告があったと思うのですけれども、再度その点をお伺いします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

むつ総合病院の臨時駐車場につきましては、現在国道を挟んで南側、田名部川沿いに駐車場の拡幅といいますか、拡大の工事を行っております。今年度中に80台の駐車場を整備いたします。最終的には、年度を分けまして、さらに工事を進めて、115台まで増やします。

また、今日から現場に着手をしたということで、駐車場では皆様にご不便をおかけいたしますが、同じく南側の駐車場全てを一般に開放することによって、その緩和の軽減にも努めております。ぜひともむつ総合病院ご利用の皆様には、今回ご理解とご協力をお願いしたいものと考えております。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 分かりました。多分急なとい

うか、実際患者さんの方々はいつ工事が始まるのかも分からないので、今日こういった状況になったと思うのですが、ちょっと管轄は違うのですが、ぜひ状況を見に行ってください、その状況に応じて、また周知の内容等を再考していただきたいなと要望して終わります。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第34 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第2号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第2号 むつ市債権管理条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 質疑に入る前に、この債権管理条例については、総務教育常任委員会に付託される事項でありまして、私はその委員でありますから、本来質疑してはいけないというふうな申合せ事項があるのですが、大きく、総括的にここで聞いておかなければならないことがありますので、ぜひ議長の判断でお許しをいただきたいというふうに思います。

議案第2号 むつ市債権管理条例についてです。この条例は、委員会付託されるということは先ほど申し上げましたが、条例の趣旨または概要について、ぜひここで聞いておきたいと思います。そして、県内で見れば、青森市、黒石市、平川市の3市が同様の条例を持っているのですが、むつ市がこのタイミングでこの条例をつくる

というふうに至った理由をお知らせ願います。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

まず、本条例の概要についてお答えいたします。本条例は、市が保有する税など以外の自力執行権のない全ての債権を対象に、市の債務や徴収に関する手続、債権放棄の要件等について規定しております。

現状、市の債権の回収に係る裁判手続や権利を放棄することについては、議決が必要となっておりますが、本条例の制定に合わせた一連の体制整備により、1件当たり100万円以下の市の債権の回収に係る訴えの提起及び調停、和解が市長の専決処分により対処が可能となることや、時効の援用がなければ消滅しない私債権の管理問題が解消するなど、個別の債権の実情に応じて迅速かつ適切な債権管理がなされるものと考えております。

なお、裁判手続に係る市長の専決処分の指定については、本条例案について御議決を賜りました後、次回の6月定例会において議会から委任をいただくよう、事務のお願いについて進めていくこととしております。

次に、なぜこのタイミングでの上程なのかについてお答えいたします。令和2年11月に策定した財政中期見通し2020に基づく財政健全化に向けた重点事項のうち、収入確保につながる未収金対策について、市として対策に係る基準となる制度を構築し、令和3年度から取組を着実に進めていくため上程させていただいたものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 3点質疑させていただきます。

今の齊藤議員への答弁で、その概要等は理解できました。そこで、少し中身に関して踏み込んで

質疑させていただきます。

まず1点目が、この条例の中で管理すべき具体的なものについて、非強制徴収公債権及び私債権等があると思うのですけれども、この主なものは具体的に何が当たるのかという点が1点目。

2点目が収入未済の総額、そのうち条例を適用して徴収を放棄すべきものと考えられている現状の件数及び総額。

そして、3点目が第13条の市長の債権放棄の限度額を100万円以下とした根拠はどういったものがあるのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

まず、1点目の非強制徴収公債権及び私債権の主なものは何かのお尋ねでございますが、本条例で対象としている債権は、税である強制徴収公債権を除く非強制徴収公債権及び私債権とあります。

債権の主なものとしたしましては、非強制徴収公債権は一般廃棄物処理手数料、生活保護法の規定による返還金などです。

また、私債権の主なものとしたしましては、市営住宅使用料、市有牛譲渡料などとなっております。

次に、お尋ねの2点目、収入未済額の総額、また収入を放棄すべきものと考えられる件数及び総額はどのお尋ねでございますが、本条例制定後、債権管理に係る事務を進めていく過程におきまして、詳細調査などを通じて判明する事項でございますので、現段階での回答はできかねますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、お尋ねの3点目、債権放棄の限度額を100万円以下とした根拠は何かについてお答えいたします。現在訴訟に係るものを除く和解及び損害賠償の額を定める場合で、1件の損害賠償額が100万円以下のものについては、地方自治法第

180条第1項の規定に基づき、市長の専決処分事項の指定についてとして、議会から委任を受けて市長が専決処分ができるようにしていただいております。この取扱いに準じて、債権放棄の限度額を同額の100万円以下と設定したものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） そうすると、主なもの、理解できました。

多分この条例、ぱっと見ると、市税の滞納とか、その辺も入ってしまうのではないかというふうに結構勘違いというか、捉えられてしまう、受け手によってはあると思うのですけれども、これは確認です。そこは、先ほどから答弁でも説明あったのですけれども、市税等は全く関係ないですよという確認をまず1点。

あと、総額等現在精査中でありまして、そのうち1件だけ、最も古いものの情報等がありましたらお願いします。

3点目が債権放棄するまでの事務の流れ、また具体的にどのような処理で放棄まで至るのかお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

1点目の確認ということでございますが、税につきましては、この条例外でございます。税につきましては、税条例、地方税法等に滞納処分の手続等が規定されておりますので、そちらのほうで手続されるということになっております。

次に、お尋ねの2点目、今現在市が持っている最も古い債権ということでございますが、こちらのほうは昭和54年度の市有牛譲渡料となっております。

次に、3点目の手続等につきましては、条例上規定しておりますとおり、まずはお支払いの期限が過ぎた後に督促状を発すると。それ以後にその

方と交渉しながら、順次納付についての相談、また調査によって納付が可能かどうかというところを進めていくということの中で、様々な事情に応じて個々対応していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 最後に1点だけ。これは4月1日からとなりますけれども、実際に予算に反映されるのはどのタイミングで、来年度中の補正予算なのか、次の令和4年度の当初予算案にのってくるのか、その辺は市のほうではどう想定しているのか、最後お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

今までも各債権につきましては、各担当課において処理しておりますので、歳入として入ってくる部分は決算書のほうにも出てきております。

また、いわゆる債権放棄、今後この条例に基づいて行うことになると、令和3年度から始まりますので、一番早くて令和3年度以降、令和4年度の令和3年度決算において不納欠損額という形で出てくると、そのようになっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第3号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 議案第3号

むつ市回復期・慢性期医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第3号 むつ市回復期・慢性期医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例について、1点だけお聞きします。

この件は、むつりハビリテーション病院を民間移譲するための準備ということで既に報道されていましたが、この対象施設ですけれども、むつりハビリテーション病院に限定することは、類似事業者との関係で不公平ではないかというふうに感じます。その考え方をまずはお聞かせください。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

むつりハビリテーション病院は、回復期及び慢性期医療の病床の機能を有しておりますが、むつ下北地域においては当該機能を有する唯一の医療施設でありまして、現在類似する事業者は当地域にはないものでございます。

また、それぞれの機能の病床数は医療介護総合確保推進法に基づく地域医療構想により必要病床数が定められており、今後におきましても当地域には当該施設以外にほかの事業者が当該機能の病床を設けることは難しい状況にあると一部事務組合下北医療センターより伺っております。

本市といたしましては、課税免除により企業誘致を促し、地域の経済水準の向上を図ることを目的とした他の条例と同様に、今条例案により医療機関の誘致を促し、当地域の医療水準の向上が図られるものと考えております。

以上のことから、対象施設を限定することでの不公平は生じないものであり、また医療政策上必要なものであると考えておりますので、ご理解を

賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（斉藤孝昭） よく分かりました。では、この条例はいつから公布されるのかお知らせください。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

公布の日についてでございますが、本案の御議決を賜りました後、速やかに公布の手続を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第4号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第4号 むつ市下北文化会館条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第5号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議案第5号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、7番斉藤孝昭議員。

○7番（斉藤孝昭） 議案第5号は、建設技術部を新設するという議案であります。提案理由は、建設事業を効率的に執行する体制を構築するため、公共施設等の整備における技術的な業務を担う組織であるというふうになってはいますが、では今まで建設事業を効率的に執行できない体制だったのかというふうに至ります。建設技術部を新たに設置する経緯または考え方についてお知らせ願います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私も今まで非効率だったと言われると、これまでそれほど多くの大型の事業というのを担ってこなかったという事情があって、というのもやはり財政的に非常に苦しい時代が続いたのと、なかなか国や県からの支援も受けられないという時代が長く続いていたということなのですが、ここに来てといいますか、財政状況も引き続き全国では低水準にあるものの、上向きになり、また様々な事業を実施できる状況になってきています。

例えば総合アリーナというのも50年に1度の大きな事業としてやらせていただきましたけれども、この何年間か、痛切に私が感じていたのは、まさにこういう建設技術部のような部があれば、より効率的にああいった大型の事業ができるのではないかというようなことを考えていました。というのも、あのときもプロジェクトチームのような形で各部から様々な視点をもらいながら、技術部門についても、特にあらゆる観点から検証して建設に当たったということでもあります。

今後大規模事業が続きます。田名部まちなか団地ですとか、あるいは防災食育センター、究極はむつ総合病院の建て替えということもありますし、感染病棟なんかも、実はもう今プロジェクトチーム的に各部横断的に、それは下北医療センターも交えてやっています。ですから、こういった部があれば、さらに効率よく事業が実現できるという考え方の下に設置をしたいということで考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

経緯とか詳しい考え方については、総務部長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

市長のお答えと重複する部分もあるかと思えますけれども、土木・建築技術者の配置について、現在事業を担当する各部局に配置しておりますが、限られた人材の中で今後市が予定しております大規模建設事業である防災食育センターの整備、田名部まちなか団地の整備、下北文化会館の改修、その他老朽化した施設の改修、更新等のほか、下北医療センターむつ総合病院の感染病棟及び一般病棟の整備、下北地域広域行政事務組合のごみ処理施設整備など、より効率的に執行できる体制について検討してまいりました。

その結果、各部局に配置された土木及び建築技術者を集約することをその対策の一つとし、また技術者一人一人の育成、所属長のマネジメント等を考え、技術部門として独立した組織とした部の設置が適当であると判断し、新たに建設技術部を設置することとしたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第5号について質疑させ

ていただきます。

今のご説明でいきますと、各部に配置されていた専門的な方々を集約するというお話でした。その考え方で言うと、一般的に職員の異動は約3年から4年とされていますが、今新設される部の目的を考えると、その範疇に収まらないのではないかとこのように考えられるのですけれども、その辺のところはどうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

技術系の職員は、専門性を高め、スキルを磨くために実務経験が必要となりますことから、他の部局の職員よりは異動のスペンは長くなると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 公務員の皆様の異動、先ほど言いましたとおり、一般的に3年から4年で、あくまでこれは一般的に言われることなのですけれども、では何で短いスペンで異動するのかというと、職員の能力開発だったり、職場の活性化、また不正の防止等がよく挙げられるところではありますが、この辺をどうカバーしていくのか、最後にお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

この建設技術部という部そのものを新設はします。これからの大型事業について、大きな役割を担ってまいります。ただ、部そのものの存続が恒久的であるかどうかということについては、これはやってみないと分からないと。来年1年間やってみて、やっぱり各部にいたほうが良いというふうになれば、それはまた解体して各部に戻すかもしれないということもありますし。ですから、全てそういう意味で組織というものが硬直的であって、永続的なものであるということではないとい

うことがまず話の前提にあります。したがって、ある職員がそこに固定されるということが前提で物事が、話が進んでいくということではまずないということを理解してください。

その上で、異動がなければ不正の温床になるというのは、確かにそういうことはあるとは思いますが、そういうことよりも、まずやはり建築に関わる人たちというのは、これは経験が全てでありますので、先輩方から経験を学び、そしてその学びをさらに後輩につないでいく、そういうことのほうが、むしろ今私たち市役所の中に求められていることだというふうに私は理解しています。

もっと簡単に言うと、ある部に1人だけ建築の担当者がいて、その人が何十億の事業を1人で担うことになると、結局それってすごく難しいことになってしまうのです。そういう状況をまずは改善するというのが今回の目的であるというふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

次に、6番佐賀英生議員。

○6番（佐賀英生） お二人が質疑して、るる言われたのですけれども、私これ大変いい発想だと思っておりました。ずっと私の中にも、スペシャリストは育成するべきだと思ふのがありましたので。

そこで、今後において採用という部分で、そういう技術者の採用及びそういう方々を選んでいくのか、そこら辺のところを1点だけ伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

当市の技術職員、土木、建設、建築、他市と比較して少ない状況にあります。事情を申し上げれば、そういう事業が少なかったということもある

と思いますけれども、今後はやはり積極的に採用していきたいというふうに思いますし、また採用の時期や、あるいは社会人採用、U、I、Jターン採用、そういったものも活用しながら、技術職員の確保に積極的に努めていきたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。大変いいことだと思っておりますので、新規、中途に限らず、あと年齢的なものもある程度考慮しながら、技術だけに限らず、今後において広い意味でそういう採用をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第6 議案第6号
むつ市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を
改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、
お手元に配信しております議案付託表のとおり、
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第7号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第7 議案第7号
むつ市介護保険条例の一部を改正する条例を議題
といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第7号は、令和3年度以
降の3年度分の介護保険料の第1号被保険者の保
険料率を定める等の改正をするための条例であり
ますが、簡単に言うと、保険料が上がるというこ
とです。この保険料を増額補正、今するのですけ
れども、その理由についてお知らせ願いたいと思
います。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長健康づくり推進部理事（須藤勝広） お
答えいたします。

第8期の介護保険料につきましては、介護報酬
の0.7%の増額改定及び要介護認定者の増加によ
り、令和3年度から3年間の介護給付費等が第7
期と比較して約8億円増加するものと見込まれる
ことから増額改定としたものでありますので、ご
理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで齊藤孝昭議員の質疑を
終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、
お手元に配信しております議案付託表のとおり、
民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第8号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第8 議案第8号
むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地
域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、
お手元に配信しております議案付託表のとおり、
民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第9号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第9 議案第9号
むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定
介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第10号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第10 議案第10号

むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第11号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第11 議案第11号

むつ市脇野沢野営場条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、7番齊藤孝昭議員。

○7番(齊藤孝昭) 議案第11号は、脇野沢野営場条例を廃止する条例でありますけれども、この野営場を廃止する理由、そしてその廃止後、どういうふうを活用するのかをお知らせしたいと思います。

ここは、たしかバンガローがあって、何棟ある

のかちょっと忘れましたが、老朽化しているのは知っていました。そのバンガローを壊すのかどうするのか分かりませんが、今後についてお知らせを願いたいと思います。

○議長(大瀧次男) 経済部長。

○経済部長(立花一雄) お答えいたします。

むつ市脇野沢野営場につきましては、昭和59年に設置してございまして、宿泊ができる観光施設ということで多くの皆様に利用していただいておりますが、施設にありますバンガロー、それから公衆トイレ、そして附帯施設の老朽化が著しい状況にございます。また、ここ数年ですが、ニホンザルやカモシカの調査団体が年に2週間程度調査の目的として利用するのみでございまして、観光を目的とした一般の利用客は皆無ということにありますし、今後も利用が見込めないというようなことから廃止するというところでございます。

また、廃止後でありますけれども、バンガローを含めた建物類につきましては、むつ市公共施設等総合管理計画に基づきまして、計画的に解体撤去することとしております。

以上でございます。

○議長(大瀧次男) これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、10番村中浩明議員。

○10番(村中浩明) 今齊藤議員の質疑でおおむね様子は分かったのですが、1点だけ伺います。

ここ二、三年は利用者がなかったということですが、その前の利用状況、もし分かりましたらお願いいたします。

○議長(大瀧次男) 経済部長。

○経済部長(立花一雄) 3年以前の部分につきましては、ちょっと今資料を持ち合わせてございませんので、至急用意いたしますので、少々お待ちいただきたいと思います。

申し訳ございませんでした。ここ当面の3年前も、しばらくの間、利用がございませんでしたということでご理解願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 10番。

○10番（村中浩明） ありがとうございます。インターネット等のアンケートとかを見ますと、大分前に利用された方が、すごく景観もよくてと感想を述べていらっしゃったのもあったので、今回廃止ということでも残念ですが、今後また新しい施設とかができればよいと思っております。

以上で終わります。

○議長（大瀧次男） これで村中浩明議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第12号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第12 議案第12号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、大橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。10番村中浩明議員。

○10番（村中浩明） 議案第12号、大橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのものについて質疑いたします。

工事のスケジュール並びに交通規制はどのようになっていますか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 大橋架替工事の、ま

ずスケジュールについてお答えをいたします。

契約がまだ成立しておりませんので、現段階での想定となりますが、仮設歩道橋の設置及び共架されている電気通信設備の移設完了後の令和3年11月から現在の橋を撤去することになります。新しい橋は、令和4年7月の竣工、8月上旬の供用開始を目指して工事を進めてまいりたいと考えております。その後に電気通信設備の再移設及び歩道橋の撤去、周辺環境の原状回復の工事を実施することとなりますので、工事の期間は令和5年3月までとなっております。

交通規制ということではありますが、架替工事に伴いまして、大橋が撤去される令和3年11月から新しい橋が架かる令和4年7月までの期間は、これは全面通行止めという形になります。ただし、歩行者の方々につきましては、現在の大橋東側に設置する幅員3メートルの仮設の歩道橋をご利用いただく計画としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで村中浩明議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第13号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第13 議案第13号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、下北地域広域行政事務組合から移譲される下北文化会館の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第13号 指定管理者の指定について、1点質疑いたします。

指定管理料の積算に関してですが、このコロナ禍の中、本議案だけではなくて、全ての指定管理において、予算の在り方については指定管理先はじめ理事者側も苦慮しているところではあります。本議案の指定管理料、これ引き継ぎとなりますが、どのように計算されたのか、1点お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

指定管理料の積算に当たりましては、令和2年度までの実績をベースに今年度設置いたしましたオンラインシステムの回線利用料約200万円を加算し、積算を行っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 来年度よりむつ下北未来創生キャンパス整備事業の改修が始まりますが、この点の影響は、今回の指定管理料には含まれているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

令和3年度はセンター棟の改修工事により、利用料金の減収が予想されますが、現時点での見込みが困難でありますことから、管理経費の変動等も含めて、年度途中において協議の上対応することを指定管理者との年度協定に定め、対応してまいります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第14号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第14 議案第14号 町の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第15号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第15 議案第15号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第16号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第16 議案第16号
青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団
体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共
同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事
務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、
お手元に配信しております議案付託表のとおり、
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第17号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第17 議案第17号
市道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、
お手元に配信しております議案付託表のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第18号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第18 議案第18号
定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結
についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。9番富岡直哉議員。

○9番（富岡直哉） 議案第18号 定住自立圏形成
協定の一部を変更する協定の締結について質疑さ

せていただきます。

本協定は、平成27年度の締結以降、4回の変更
協定が行われており、これまでは関係全町村との
変更となっておりますが、今回東通村のみの変
更となった経緯と、今回変更となる婚活支援の推
進は平成29年度の変更協定において追加された項
目ではありますが、これまでの取組についてお伺い
いたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

このたびの変更は、当市と東通村との間で締結
した定住自立圏の形成に関する協定に定める婚活
支援の推進について、東通村から令和3年度以降
について、これまでも実施していた村単独での婚
活支援事業に注力したいとの申出があり、当市と
東通村における婚活支援の推進に関する協定を廃
止するものでございます。

次に、変更事項におけるこれまでの実績につい
てでございますが、本年度は新型コロナウイルス感
染症の影響で実施を見送りましたが、取組を始め
た平成29年度から令和元年度にかけて4回の婚活
イベントを開催し、男性63名、女性45名にご参加
をいただき、19組のカップリングに成功、そのう
ち1組のカップルがご成婚に至ったと伺っており
ます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） ありがとうございます。

これまでの関係事業においては、下北全域にお
いての取組となっております。対象者も下北5
市町村ということで連携して進んできているもの
と認識しておりますが、本協定の変更後において
の事業の取扱いはどのようになるのか。また、併
せて昨年度策定されております第2次下北圏域定
住自立圏共生ビジョンは、令和6年度までの計画
でございますが、影響を含めて今後の見通しについ

て再度お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

まず、見直しの件についてでございますけれども、令和2年2月に策定いたしました第2次下北圏域定住自立圏共生ビジョンの中で、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間としております。このたびの協定の変更によりまして、取組事項である婚活支援事業について、関係市町村の枠組みを全市町村からむつ市、大間町、風間浦村、佐井村に見直すこととなります。

なお、令和3年度の事業内容につきましては、これから検討することとなりますが、東通村とはそれぞれのイベントがバッティングしないよう連絡調整を図ることで、これまで同様、参加者にとって魅力のあるイベントの構築を図り、この見直しによる影響がないよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） これで富岡直哉議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

ここで、午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第19号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第19 議案第19号 むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第20号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第20 議案第20号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に大久留美子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇議案第21号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第21 議案第21号 令和2年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第21号 令和2年度むつ市一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

まずは歳入ですけれども、約9,600万円の減収補填債をこのたび計上しました。この減収補填債の性質上、なかなか補正で出してくるのというのは珍しいのですけれども、この背景についてお知らせ願いたいと思います。

次は、歳出の総務費についてですけれども、むつ市地域間幹線系統等確保維持費補助金のことで、補助金というのは、当初予算で出してくるべ

きものだというふうに思っていたのですが、最後の最後、補正で補助金を出してきたということで、少しお聞きしたいことがありましたので、通告しました。

この事業は、乗合バス事業に対して補助するものでありまして、年度末のこの時期になぜ補正をかけてきたのかをお願いしたいと思います。

最後は、指定管理団体の人件費の増額についてです。この件については、債務負担行為で補正していますけれども、その理由をお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。私のほうからは、1点目と3点目のほうをお答えさせていただきます。

まず、お尋ねの1点目、減収補填債を計上する理由とその背景についてでございますが、減収補填債は年度途中において地方税の収入実額が収入見込みより下回る見込みとなった場合、その減収を補填するため発行することが認められている制度でございます。

今回新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を上回る大幅な減収が生じ、消費や流通に関わる7税目について、令和2年度限りの特例措置として地方財政法が改正され、減収補填債の対象税目に追加されたものであり、当市に関連する税目は地方消費税交付金、市町村たばこ税及び地方揮発油譲与税の3税目が対象となっております。

追加された税目につきましては、翌年度以降の精算措置がないことから、減収補填債を発行しなければ減収分の交付税措置を一切受けられなくなりますので、発行するものであります。

なお、この減収補填債の消化に対しては、地方交付税が措置されることとなっております。

次に、お尋ねの3点目、指定管理団体の人件費を債務負担行為により増額補正する理由について

お答えいたします。対象となる指定管理施設については、令和元年度もしくは令和2年度に債務負担行為が設定されており、指定管理施設の臨時職員について、令和3年度から市の会計年度任用職員と同様の賃金体系に合わせるため、指定管理料を増額する必要が生じたことから、債務負担行為を変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

お尋ねの2点目、むつ市地域間幹線系統等確保維持費補助金についてでございますけれども、こちらは国の補助スキームに基づき、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの経常費用及び経常収益等により算出され、補助金額が12月頃に確定となりますことから、これまでも当初予算ではなく補正予算で計上しておりました。

なお、本補助金は昨年度まで地域公共交通確保維持改善事業費等補助金として補正予算に計上しておりましたが、今回の補正から名称の変更を行っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（斉藤孝昭） 減収補填債についてお聞きしたいと思います。地方財政法第5条では、地方債、借入れですけれども、その債務は歳出について決まりがあって、これに使うというふうな項目というか制限があります。減収補填債については、何に使うから借金をするというふうなことがないのですけれども、このたびの9,600万円の減収補填債は、では何に充てるのかをお知らせ願いたいと思います。

地域間幹線系統等確保維持費については、分かりました。

あとは、指定管理団体の人件費についてでありますけれども、では今回債務負担行為にならない

他の指定管理団体の人件費はどういうふうになるのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

まず1点目の、減収補填債で何をするのか等についてお答えいたします。地方財政法第5条には、地方債をもって、その財源とすることができる場合が限定的に規定されております。同法の附則に、地方税の減収に伴う地方債の特例が設けられており、国より示された額の範囲内で地方債を起すことができるとされております。この起債による収入は、一般財源の不足を補完するものとなります。

次に、お尋ねの3点目、ほかの指定管理団体の人件費はどうかについてお答えいたします。人件費増額の対象となる施設のうち、令和2年度に指定管理の指定を受け、令和3年度から指定管理とする施設については、令和3年度当初予算に増額分を含んだ指定管理料を計上しており、令和元年度あるいは令和2年度から指定管理が始まっている9施設について、今回の対象としておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会への付託を省略すること

に決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇議案第22号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第22 議案第22号 令和2年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第23号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第23 議案第23号 令和2年度むつ市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇議案第24号～議案第31号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第24 議案第24号 令和3年度むつ市一般会計予算から日程第31 議案第31号 令和3年度むつ市下水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第24号 令和3年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、7番齊藤孝昭議員。

○7番(齊藤孝昭) 議案第24号 令和3年度むつ市一般会計予算について、総括的な質疑をさせていただきます。

令和2年度は、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これからもしばらくの間は厳しい状況となることが予想されますが、この状況をどう乗り越え、一日でも早く日常を取り戻すことは、行政が主導するしか方法がありません。新しい生活様式を実践し、行政運営に当たる本予算についてお聞きしたいと思います。

まず、むつ市総合経営計画との関係についてで

あります。この計画の前期最終年度となる令和3年度予算は、次のステップへ臨むためにそれなりの結果を求められると思いますが、むつ市総合経営計画と本予算の関係についてお聞きしたいと思います。

次は、公共施設等総合管理計画との関係についてです。歳入の確保の観点からは、資産の売却や処分、歳出では長寿命化や災害対策、さらには公共施設の統廃合や新設等において、公共施設等総合管理計画と本予算との関係についてお伺いいたします。

2番目は、財政運営の健全化を保つための歳出と歳入の均衡を図ることは重要なことであります。人口減少やコロナ禍において税収入が減収する対応策として、市債や臨時財政対策債を活用することや歳出の抑制に努めたとしておりますが、387億円という過去最大の当初予算となっていました。本予算の財政規律についての考え方、併せて「むつ市財政中期見通し2020」における令和3年度予測と本予算との違いについてお聞きいたします。

3番目は、悲願でありました高等教育機関の設置が目前に迫っております。それに向け、新年度から様々な準備が進められますが、下北文化会館がむつ市に移譲され、隣の金谷公園へは幼稚園の新設及びP-FIによる管理、併せてむつ総合病院入院病棟の新設予定等、金谷公園を中心に当市にとって重要なまちづくり構想が実現しようとしています。

そこで、本予算に計上している関係事業は、金谷公園を中心とした周辺整備も含め、どのような将来像を持っているのかお知らせ願いたいと思います。

最後は、経済対策についてであります。一般施政方針の中で市内の経済のV字回復への意気込みを市長は話しておりました。その自信の源はどこ

にあるのでしょうか。今後は、国・県からの支援はさほど期待できないと考えるのが妥当だと思います。その上で経済の回復は行政だけでなく、市民の皆様一人一人の協力が重要ではないかと思いますが、新年度予算による経済対策についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

むつ市総合経営計画及び公共施設等総合管理計画と令和3年度予算案との関係について、まずお答えいたします。

むつ市総合経営計画は、むつ市の行財政経営の基本計画であります。あらゆる事業について、またどのような状況にあっても、ここに示されている目標とKPIの実現に向け、予算案を執行していくことが重要と考えております。

一方で、公共施設等総合管理計画は、関係者とのコミュニケーションなくして前へは進めません。令和3年度当初予算におけるマネジメント効果額は8,200万円を見込んでおりますが、確実に達成できるよう取り組んでまいります。

次に、令和3年度予算の財政規律についての考え方及び「むつ市財政中期見通し2020」における令和3年度の予測と本予算との違いについてお答えいたします。むつ市百年の計に思いをはせれば、財政規律は最も重視すべき事項の一つであります。一方で、「むつ市財政中期見通し2020」と本予算は、結果として異なる部分はあります。もとより財政運営は、中長期的なマネジメントが必要です。現役世代と将来世代の負担の公平性が保たれるよう、次の中期見通しを立てながら、本年度の予算を編成しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、具体的に予算案と中期見通しが異なる部分につきましては、担当部長からの答弁とさせて

いただきます。

次に、金谷公園を中心とした周辺整備の将来像についてお答えいたします。今後金谷公園を中心として、大学キャンパス、認定こども園、むつ総合病院の新病棟が新設され、今ある小学校、下北文化会館、キッズパークと併せ、むつ市の新しい交流、コミュニケーション、そしてにぎわいの拠点が生まれます。

私としては、全世代の市民の皆様にとって、あらゆる希望が紡ぎ出されるような場所となるよう、個別の施設整備を進めながら、金谷公園周辺の全体整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、一般施政方針で述べた市内経済V字回復を図る新年度予算による経済対策についてお答えいたします。実効ある経済対策には、市民の皆様のご協力は不可欠であります。これと同時に、感染対策についても同様に重要であります。私たち地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を上げることが求められています。とりわけ今後市内経済のV字回復の姿を描いていくためには、レバレッジが効いた経済政策を企画、実行することが必要と考えています。

具体的な施策については、当初予算よりも国の三次補正を活用した形で新年度早々にむつ市の補正予算として計上することを想定しており、現在企画の途上にあります。

今年度の予算規模は過去最大となりました。結果、この最大規模となった当初予算案の実行とともに、補正予算において積極的に市内経済の活性化に取り組んでまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） 「むつ市財政中期見通し2020」における令和3年度収支の見込みと令和3年度予算案との具体的な違いについてお答えいた

します。

「むつ市財政中期見通し2020」では、市税収入は新型コロナウイルス感染症の影響による個人及び法人所得の減少により、市民税収入は23億800万円、固定資産税は事業用固定資産税及び都市計画税の軽減措置を最大限として14億4,300万円と見込み、市税収入全体で45億8,000万円となり、令和3年度予算案の49億1,535万円よりも約3億3,500万円少なく見込んでおりました。

また、地方交付税は約2億2,000万円少なく見込んでいたほか、国県支出金についても約4億円少なく見込んでおりました。

加えて、新規事業に係る市債が中期見通しより増加したことから、歳入全体では中期見通し策定時の歳入総額約360億円を17億円上回っております。

歳出につきましては、「むつ市財政中期見通し2020」策定時に見込んでおりませんでしたむつ下北未来創生キャンパス整備事業、むつ市のうまい直送便「Mーロジ」事業などの新規事業のほか、水道事業会計負担金、下北医療センター負担金の増額などにより、中期見通し策定時の歳出総額約362億円を15億円上回る387億円の予算となりました。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、20番浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） ただいまの斉藤議員の質疑と重なる部分がありますけれども、ご容赦願いたいと思います。

まず、来年度はコロナ禍によつての税収減が確実視されているところでもありますけれども、令和3年度むつ市財政の減収及びその科目別詳細について、改めてお伺いします。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

まず、市税についてであります。個人市民税では民間給与所得及び営業所得の減収などにより、前年度比2億1,844万円の減収を見込んでおります。

また、固定資産税では事業用固定資産税及び都市計画税の軽減措置等により、前年度比5億7,532万2,000円の減収を見込んでおります。

地方消費税交付金は、消費の落ち込みにより、前年度比1億円の減収を見込んでおります。

そのほか、国の地方財政計画の減少率や令和2年度交付額を勘案し、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、法人事業税交付金、環境性能割交付金などが減収を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） それで、それらの救済措置として、政府の減収補填等の詳細をお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

市税のうち、事業用固定資産税及び都市計画税の軽減措置による減収分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、地方減収補填特別交付金として全額国から交付されることとなっており、6億1,100万円を見込んでおります。

そのほか、地方税等が大幅な減収になることが見込まれることから、国からは地方財政対策として地方交付税、臨時財政対策債の増額が示されており、当市におきましては、地方交付税は前年度比2億3,000万円の増、率にして2.5%増、臨時財政対策債は前年度比4億4,000万円の増、率にして72.1%増を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） そこで、むつ市でのコロナ禍による収税減等の傾向として、どのような職種

に強く影響したと判断するか、ちょっとお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。

令和3年度の市税の収入見込みにつきましては、各税目ごとに令和2年度の決算見込みを基に景気経済動向等を加味して算定しておりますが、令和2年度当初予算に比べ8億3,322万5,000円、率にして14.5%の減少と見込んだところでございます。

市税のうち個人市民税の算定において、個人所得を見込む際には、職業別ではなく所得種類別に算定しておりますが、労働統計調査結果を基に給与所得を7%の減と見込んだところでございます。

また、金融機関の景況調査を参考にして個人事業主や農業、漁業などの事業所得を20%の減と見込んだところでございます。

この2つの所得種類区分において、特に影響が大きいものと見込んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、16番富岡幸夫議員。

○16番（富岡幸夫） このたびの令和3年度予算について、市長は定例記者会見において「かがやく笑顔応援予算」と題して重要施策を説明されておりました。中でもむつ下北未来創生キャンパス整備事業について、いよいよ青森大学むつキャンパスが開校することになり、待望の4年制大学ができたということで、市長は改めて、ここで学ぶ学生たちは世界に向かって活躍する人材たちだと大きな期待を込めておられました。このことについては、市長2期目の施政方針で述べられたことを思い出し、何か結びつくのではないかと思います。

た。それは、このようなことを言っていました。

「むつ下北はずっと、我慢してきました」、「私が皆さんの声を結集して、代表して堂々と声を上げ、共に歩みを進めて終わらせます。一つの声が、政治を変えます。一つの声が、むつ市を変えます。一つの声が、世界を変えます」と。何か令和3年度の予算を見ると、まさしく政策そのものがそこに届いてきたのではないかと期待するところですし、若い人材にも期待をいたします。

そして、ほかの予算についてもたくさんの新規事業の説明をしておられましたが、何事もそれ相応の財源が必要になります。自主財源に乏しい令和3年度は、4ポイントほど下がっております。当市にとっては地方交付税を頼りにするしかありません。この交付税も年々減額されている現状にあります。ここで、従来から当てにしてきたのが電源立地に関わる場所の交付金であります。

ここで、財政中期見通しの観点からのお尋ねであります。ここ数年電源立地に関連するところの国庫支出金、県支出金の推移と今後の見通しも併せてお知らせ願いたい。

次に、むつ総合病院など下北医療センターに多くの負担金を繰り出していることについてお尋ねします。その負担の総額は41億円を超えるものであります。これは、過去の負担分である債務負担行為などが含まれておりますが、ここでは貸付金の20億円についてお聞きしたいと思います。

この貸付金は、ここ数年計上され続けていると思いますが、ここに至った経緯についてお知らせを願いたいと思います。そして、これが今後解消される見通しにあるのかどうかお尋ねをいたします。

そして、本来であれば予算審査特別委員会でお聞きするべきところではありますが、市長にぜひお願いしたいこともありまして、ここでお聞きいたします。

私道整備補助金についてであります。市長が9割補助ということを明言いたしまして、随分の件数で整備が進められているようでございます。大変よかったなと思っておりますけれども、これらの件についての実績をご報告願いたいと思いますし、これからの見通しも少し述べていただきたいと思います。簡単で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

まず、電源三法交付金に係る国庫県支出金の推移と今後の見通しについてお答えいたします。電源立地地域対策交付金の平成29年度から令和元年度までの交付実績額及び令和2年度交付決定額、令和3年度の交付見込額は、平成29年度が17億5,213万9,350円、平成30年度は17億3,563万3,174円、令和元年度が16億8,359万8,407円、本年度交付決定額が16億5,713万8,419円、令和3年度交付見込額が16億5,590万円と見込んでおります。

今後の見通しにつきましては、令和3年度交付見込額と同程度で推移していくものと想定しております。

次に、むつ総合病院に対する繰出金についてのお尋ねにお答えいたします。むつ総合病院に対する市からの繰出金につきましては、平成25年10月に策定されました経営健全化計画であります「一部事務組合下北医療センター資金不足等解消計画」において、市一般会計からの繰出金に関する事項として、「救急医療、高度医療など採算性の乏しい分野においても、安定的かつ継続的に医療を提供するため、経営負担のルールに基づき適正な繰入金を確保する」としており、市からはルールに基づいた繰り出しを行っており、今後もルールどおりの繰り出しに努めてまいります。

また、むつ総合病院に対する債務負担行為につ

きましては、年間1億4,000万円を基本として、決算状況を見て可能な限り履行していくこととしております。

次に、一時貸付金に至った経緯についてですが、これはむつ総合病院の一時借入金の縮減を目的として、平成29年度は10億円、平成30年度からは毎年20億円の年度内貸付けを行っているところでもあります。

市では、財源対策の一環として、一時借入金の縮減のため、基金の繰替運用を行っております。この基金の繰替運用とは、基金の現金を金融機関に預金するのではなく、歳計現金として活用、つまり手持ちの現金として日々の支払いに使うということを行っております。この基金の繰替運用により、市の一時借入金の抑制を行っております。

一方、むつ総合病院では、市の債務負担行為のほか、診療報酬の収入のタイミングの関係で、年間を通じて多額の一時借入金が発生している状況にあります。このことから、合併特例債を原資としたむつ市地域基盤安定化基金を繰替運用しているものでございます。この繰替運用により、年間1,600万円の一時借入金の利息の軽減を図っているところでもあります。

今後につきましては、当分の間、20億円の貸付けを継続し、地域基盤安定化基金の残高に応じて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 私道と補助金のお尋ねにお答えをいたします。

まず、交付実績といたしましては、令和元年度に2団体474万2,000円、令和2年度には3団体665万5,000円を交付しております。令和3年度につきましては、ご要望のありました4団体全てを採択することとし、1,500万円の予算を計上しているところでもあります。

今後の見通しはということでございますが、今後も予算の範囲内で継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） 電源三法交付金に関わる電源立地の財源でありますけれども、「むつ市財政中期見通し2020」の中に随分長ったらしいのがあるのですが、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、これによって3年間10億円ですか、補填されてといいますか、このむつ市財政中期見通しの中でも2019年までは、令和2年から令和5年まで赤字になるというような予測をしておりました。これがこの交付金のおかげといいますか、手当てがあつて何とか黒字に至ったというようなことでもあります。

何ともこれらに関わる財源がなければむつ市の財政はやっていけないというのが現実であります。ぜひ新税のことも早急に結論に近づけていかなければ、なかなか財政的には市民の要望に応えていけないというようなことになるのではなかろうかと思っております。

今定例会の提案理由の中で、市債について臨時財政対策債、防災基盤整備債19億円余り、市債の残高が374億円、一時的に増えるというようなことで市長は言われておりました。実質公債費比率が15.1ということで、随分改善されてきました。20を超えるかどうかという時代もありましたので、これらはすぐ見通しが明るくなったなど、こういうふうにも思っております。

そこで、財政調整基金を取崩しながら事業をやってきたということもありますので、この基金の目標というのは10億円に設定されておりますけれども、10億円以上あれば結構なのですが、一応そのように設定をしていると。そのようなことで、今後それらの関係性を見越してどのように政策を立てられていくのかというようなことを令和3年

度からやっていかなければならないと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

そして、むつ総合病院に繰り出している額でありますけれども、貸付金20億円。むつ総合病院の事情があるというようなことで、よく理解しているつもりです。今日の行政報告でも感染病棟の建設の件でお話があって、国の交付金で賄えると、よかったなというふうに思っているわけですが、病院の財政というのは非常に厳しいというようなことがあります。

そこで、他団体といいますか、構成団体の中で、私どもむつ市がほとんどを抛出してきたというようなことを思っていますが、近年他団体から負担金を求めているというようなことがあったら、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

そして、私道の整備でありますけれども、これは5割から6割になって、市長も随分市民の声を聞きながら応えたいということで9割補助になった。9割補助になった途端、このように要望が殺到したと。予算内で採択していかなければならないというようなことが。しかし、待っていたかのように要望してくるわけですが、そこにまだ応えられていない。年数がたてば、それが何とか改善の方向に行くのだらうと思います。

しかしながら、もうそこに、助成に手が届かないといいますか、従来から助成金を申請したいけれども、町内会とか隣接する住民の方々から全く同意を得られないということで非常に困っている。または、地権者、道路の地権者が複数いるというようなこともあって、これらの人たちには全く私道整備補助金が届かないというような現実があります。何とか将来的に特例でそういうところをカバーしていく方法がないものかということなのでお願いをしたいなと思っておりますけれども、将来的に考えられることがあったらお願いしたいと思っております。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、お尋ねの1点目ですけれども、財源対策ということで、財政調整基金との関係も含めて総論で論じろということのお尋ねだと思っております。「かがやく笑顔応援予算」というふうに予算の名前をつけましたけれども、私自身は日々真っ青になりながら財源対策に取り組んで奔走してございます。

財政調整基金を10億ということのその目標というのは、これ常に私たち意識していかなければいけません。本来であれば、私たちの財政規模でいくと、17億円あるのが普通だということであります。今現状を申し上げますと、今般の雪で、恐らくほぼ枯渇している状況です。これが特別交付税でどれだけ補填されるのかということで、最終的に今年の6月締め決算で9月にご報告する額が財調の、今の、私たちのボリュームであるというふうにご説明することになると思います。

いずれにいたしましても、財政調整基金というのが非常に緊急対応で有用だということがコロナでも明らかになりました。これを一つの財政の指標として見ながら、そして実質公債費比率や将来負担比率もしっかりと横目で見ながら財政運営していくことが引き続き必要になりますので、その点についてはむつ市としてこれからもしっかりと取り組んでいくということでご説明申し上げたいと思っております。

お尋ねの2点目なのですが、構成市町村から負担を求めたことが昨今あるのかということについては、これは下北医療センターのお話ですので、答えづらい部分もありますけれども、感染病床を昨年感染病棟に整備をしました。その際には、各自治体に国から交付金が届いておりましたので、そちらのほうから一部負担をしていただくということではございました。ただ、常に関係町

村に負担を求めることができるかといえば、関係町村のほうがかつてはむしろ財政的に非常に厳しい状況にありますので、そこは支え合いながらということで、毎回様々な議論の中でこの負担をしていて、正直申し上げて、むつ市が過大に負担をしているということは、もう歴史的に明らかなことでありますし、そのことについては、実は私たちは総務省のほうに特別交付税の増額要因としてご説明をしているところでございます。

もう一つお尋ねがあったと思いますが、むつ総合病院の20億円の貸付けについては、病院の事情というふうにご指摘ありましたけれども、病院の事情というのはもちろんそうなのですが、もともとはむつ市の事情でありまして、現在、本来むつ市からむつ総合病院に対して支払わなければいけない額が24億9,600万円あります。仮にこの支払いが終わっていただければ、むつ総合病院にある程度の現金があって、私たちから貸付けを受けなくても自分たちで経営を回していけるという状況にあるわけです。そうしたことができないという事情もあって、私たちのほうから予算で20億円を貸し付けて、むつ総合病院としては年間1,600万円ほどの一時借入のお金を浮かせているというようなことをやっているということですので、正直申し上げて、かつて本当に財政が大変だったむつ市の歴史を、いまだにその部分では引きずっているということだと理解をしていただきたいと思います。

最後の私道の補助金については個別のお話ですので、予算審査の中での議論になると思いますが、総論としてお答えさせていただければ、私も様々な市民の皆様から要望をいただくことがございますし、皆さん自身もそうですし、市に対してもそうだと思います。そうした中で、本当は全てに応えたいということはあるのですが、やはり財源が全てなので、その財源が限られているからこそ優先順位をつけなければいけないということなんです。

ので、私たちとしてはしっかりと要望に応えられるよう財源に工夫を凝らして獲得していく、あるいは新しい財源を生み出す工夫をこれからもしていきたいと、このように考えております。その先に私道の補助事業の拡大あるいは特例という話があるのかなと考えてございます。

○議長（大瀧次男） これで富岡幸夫議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

20番浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） 2025年問題が喫緊に迫っているということでお伺いいたします。

歳入の後期高齢者医療保険料について、前年比で9.5%アップしているのですが、その理由をお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例により定められております。これは、県内40市

町村で統一した保険料となっておりまして、2年ごとに見直すこととされておりまして、平成20年度の制度開始以後、これまで保険料の改定はございませんでしたが、令和2年度及び令和3年度の保険料見直しにおいて、医療費、医療給付費の増や、あるいは決算剰余金の状況などから、所得割率で7.41%から8.3%へ、均等割では4万514円から4万4,404円へ改定されたものでございます。これによる増額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） そこで、これから75歳以上の人がどんどん増えるということで、後期高齢者医療会計に対して大幅な人員増ということになるのですが、当然保険料がアップしますけれども、そのアップに伴いまして、一般会計からの繰入金が増額で対応できないのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

これ端的に申し上げますと、私たち自身がやっている制度というよりは、県の広域連合の中でやっている制度で、お財布がそちらのお財布になっているわけです。そちらのお財布から出ているものなので、私たちが一般会計から繰り入れて減額や増額ができるという性質のものではないと。

私自身も、大変この増額については思うところがあったわけですが、やはり40市町村足並みをそろえてやっている広域連合の取組だということで、やむなくこういう判断に至っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） それで、国とか県とか、後期高齢者医療広域連合で保険料を抑制するために、今現在何か努力しているのかということをお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

青森県と青森県後期高齢者医療広域連合で積み立てておりました財政安定化基金、このうち18.5億円を組み入れて保険料の抑制に充てていると伺っております。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和3年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 令和3年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 令和3年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号 令和3年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号 令和3年度むつ市下水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

以上で令和3年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号から議案第31号までの令和3年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第31号までの令和3年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配信し

てあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配信してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 零時16分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長(大瀧次男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に濱田栄子議員、副委員長に村中浩明議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇議案第32号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第32 議案第32号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立苫生小学校空調改修工事に係る機械設備工事について、工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第33号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第33 議案第33号
特定事業契約についてを議題といたします。

本案は、(仮称)田名部まちなか団地整備事業
に係る特定事業契約を締結するためのものであり
ます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、
お手元に配信しております議案付託表のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇報告第5号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第34 報告第5号
専決処分した事項の報告及び承認を求めること
についてを議題といたします。

本案は、令和2年度むつ市一般会計補正予算に
ついて報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます報告第5号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ
て、報告第5号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ
て、報告第5号は承認することに決定いたしまし
た。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で、本日の日程は全部終
わりました。

お諮りいたします。明3月11日は常任委員会及
び予算審査特別委員会のため、3月12日及び15日
は予算審査特別委員会のため、3月16日から18日
までは議事整理のため休会したいと思います。こ
れにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ
て、明3月11日は常任委員会及び予算審査特別委
員会のため、3月12日及び15日は予算審査特別委
員会のため、3月16日から18日までは議事整理の
ため休会することに決定いたしました。

なお、3月13日及び14日は休日のため休会とし、
3月19日は付託議案等の審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時36分 散会